



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *41 知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則
(総務学事課)..... 1

○ 告示

- 721 特定非営利活動法人の設立認証の申請 (県民生活課)..... 8
722 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (")..... 8
723 " (")..... 9
724 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)..... 9
725 身体障害者福祉法による医師の指定の辞退 (障害福祉課)..... 10
726 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (")..... 10
727 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (")..... 10
728 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (")..... 11
729 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更 (")..... 11
730 漁船損害等補償法等の規定による付保義務の消滅 (資源管理課)..... 11
731 和歌山県の海洋生物資源の保存管理に関する計画の一部変更 (")..... 11
732 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)..... 12
733 道路の位置の指定 (都市政策課)..... 12
734 和歌山県警察業務用パソコン等再構築及び貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部)..... 12

○ 選挙管理委員会告示

- 74 政治団体の届出事項の異動の届出 15
75 政治団体の解散の届出 16
76 政治団体の収支報告書の要旨 16
77 政治団体の設立の届出 18
78 資金管理団体の届出事項の異動の届出 19
79 資金管理団体の届出 19
80 政治団体の収支報告書の要旨 19

○ 公告

- 入札公告 (警察本部)..... 20

規 則

和歌山県規則第41号

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部を改正する規則

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則（平成6年和歌山県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「信託法」を「公益信託ニ関スル法律」に、「第66条」を「第1条」に改める。

第2条第1項中「第68条」を「第2条第1項」に、「次に掲げる書類を添えて申請書を」を「申請書に次に掲げる書類を添えて」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 信託（信託法（平成18年法律第108号）第2条第1項に規定する信託をいう。以下同じ。）の設定趣意書

第2条第1項第2号中「信託行為」の次に「（信託法第2条第2項に規定する信託行為をいう。以下同じ。）」を加え、同項第3号中「信託財産」の次に「（信託法第2条第3項に規定する信託財産をいう。以下同じ。）に属する財産」を加え、同項第4号中「委託者となるべき者及び受託者」を「委託者（信託法第2条第4項に規定する委託者をいう。以下同じ。）となるべき者及び受託者（同法第2条第5項に規定する受託者をいう。以下同じ。）」に、「以下「履歴書」」を「次号及び第6号において「履歴書」」に、「寄附行為」を「これに準ずる書類」に改め、同項第5号中「寄附行為」を「これに準ずる書類」に改め、同項第7号中「引受け当初の事業年度及び翌事業年度（事業年度）を「信託の引受けが行われる日が属する信託事務年度及び翌信託事務年度（信託事務年度）」に、「引受け後」を「信託の引受け後」に改め、同条第2項を削る。

第3条を削る。

第4条中「第2条第1項第3号」を「前条第3号」に、「その旨を」を「、その旨を」に改め、同条を第3条とする。

第5条第1項中「毎事業年度（事業年度）を「毎信託事務年度（信託事務年度）」に、「当該事業年度」を「当該信託事務年度」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「毎事業年度終了後」を「毎信託事務年度終了後」に改め、同条第1号及び第2号中「当該事業年度」を「当該信託事務年度」に改め、同条第3号中「当該事業年度末」を「当該信託事務年度末」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「前事業年度」を「前信託事務年度」に改め、同条を第6条とする。

第8条を削り、第6条の次に次の2条を加える。

（特別の事情が生じた場合の信託の変更に係る書類の提出）

第7条 受託者は、法第5条第1項の特別の事情が生じたと認めるときは、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
- (2) 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあつては、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

（信託の変更の許可の申請）

第8条 受託者は、法第6条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 信託の変更を必要とする理由を記載した書類
- (2) 信託の変更をする根拠となる信託法の規定（同法第149条第4項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- (3) 信託の変更案を記載した書類及び新旧対照表

2 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合にあつては、同項各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添えなければならない。

第9条を次のように改める。

（信託の併合の許可の申請）

第9条 受託者は、法第6条の規定により信託の併合（信託法第2条第10項に規定する信託の併合をいう。以下この条において同じ。）の許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 信託の併合を必要とする理由を記載した書類
- (2) 信託の併合をする根拠となる信託法の規定（同法第151条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- (3) 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- (4) 信託法第152条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類

2 第2条第3号及び第5号から第7号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第7号中「信託の引受け」とあるのは、「信託の併合」と読み替えるものとする。

第16条の見出しを「公益信託終了の報告等」に改め、同条中「次に掲げる書類を添えて信託終了報告書」を「信託の終了事由を記載した書類」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加え、同条を第29条とする。

2 清算受託者（信託法第177条に規定する清算受託者をいう。）は、信託の清算が終了したときは、清算終了後1月以内に、報告書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 信託の清算が終了した日の属する信託事務年度の事業状況報告書及び収支決算書
- (2) 信託の清算終了時における財産目録
- (3) 残余財産の処分に関する書類

第15条第1項中「第67条及び第69条第1項」を「第3条及び第4条第1項」に改め、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「関係人に」を「関係人の求めがあるときは、これを」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、同条を第28条とする。

2 知事は、前項の検査の結果、公益信託の業務の適正な遂行を確保するため必要があると認められるときは、法第3条及び第4条の規定により受託者に対し、財産の供託その他の処分を命ずることができる。

第14条第1号中「信託行為」の次に「及びこれに附属する書類」を加え、同条第2号中「定款又は寄附行為」を「その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した書類並びに定款又はこれに準ずる書類」に改め、同条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加え、同条を第27条とする。

- (4) 運営委員会等の議事に関する書類

第13条第2項中「場合において」を「規定による届出が、」に、「があるときはこれらの者に係る第2条第1項第5号」を「に係るものであるときは、第2条第5号」に、「履歴書及び就任承諾書」を「書類」に改め、同条を第26条とする。

第12条の見出し中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条中「法第49条第1項及び第72条」を「信託法第62条第4項及び法第8条」に、「知事に対し新受託者」を「新たな受託者」に、「次に掲げる書類を添えて申請書を」を「請求書に次に掲げる書類を添えて」に改め、同条第1号中「任務終了」を「受託者の任務終了」に改め、同条第2号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条第3号中「新受託者」を「新たな受託者」に、「第2条第1項第4号」を「第2条第4号」に、「履歴書」を「書類」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の10条を加える。

（信託財産管理命令の請求）

第16条 利害関係人は、信託法第63条第1項及び法第8条の規定により信託財産管理命令（信託法第63条第1項に規定する信託財産管理命令をいう。以下この条において同じ。）を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 受託者の任務終了の事由を記載した書類
- (2) 信託財産管理命令を請求する理由を記載した書類

(3) 信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

第17条 信託財産管理者は、信託法第66条第4項及び法第8条の規定により信託法第66条第4項各号に掲げる行為(以下この条において「保存行為等」という。)の範囲を超える行為の許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類

(2) 許可を受けようとする理由を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第66条第4項及び法第8条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

(信託財産管理者又は信託財産法人管理人の辞任の許可の申請)

第18条 信託財産管理者は、信託法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 辞任しようとする理由を記載した書類

(2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類

(3) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条において読み替えて準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。

この場合において、前項第3号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。

(信託財産管理者又は信託財産法人管理人の解任の請求)

第19条 委託者又は信託管理人は、信託法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 信託財産管理者の解任を請求する理由を記載した書類

(2) 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

2 前項の規定は、信託法第74条第6項において準用する同法第70条において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用する。この場合において、前項第1号中「信託財産管理者」とあるのは「信託財産法人管理人」と、前項第2号中「新たな信託財産管理者」とあるのは「新たな信託財産法人管理人」と、それぞれ読み替えるものとする。

(信託財産法人管理命令の請求)

第20条 利害関係人は、信託法第74条第2項及び法第8条の規定により信託財産法人管理命令(信託法第74条第2項に規定する信託財産法人管理命令をいう。以下この条において同じ。)を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 受託者の死亡の事実を記載した書類

(2) 信託財産法人管理命令を請求する理由を記載した書類

(3) 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の選任の請求)

第21条 利害関係人は、信託法第123条第4項又は第258条第6項及び法第8条の規定により信託管理人の選任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 信託管理人の選任を請求する理由を記載した書類

(2) 信託管理人となるべき者に係る第2条第5号に掲げる書類

（信託管理人の辞任の許可の申請）

第22条 信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第57条第2項及び法第8条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 辞任しようとする理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

（信託管理人の解任の請求）

第23条 委託者又は他の信託管理人は、信託法第128条第2項において準用する同法第58条第4項及び法第8条の規定により信託管理人の解任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 信託管理人の解任を請求する理由を記載した書類
- (2) 新たな信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

（新たな信託管理人の選任の請求）

第24条 利害関係人は、信託法第129条第1項において準用する同法第62条第4項及び法第8条の規定により新たな信託管理人の選任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
- (2) 新たな信託管理人となるべき者に係る第2条第5号に掲げる書類

（信託の終了の請求）

第25条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第165条第1項及び法第8条の規定により信託の終了を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 信託の終了を請求する理由を記載した書類
- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の状況を記載した書類
- (3) 残余財産の処分の見込みに関する書類

第11条中「、その相続人又は受益者（信託管理人を含む。）は、法第47条及び第72条」を「又は信託管理人は、信託法第58条第4項及び法第8条」に改め、「知事に対し」を削り、「解任を請求する理由を記載した書類を添えて申請書を」を「請求書に次に掲げる書類を添えて」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第14条とする。

- (1) 受託者の解任を請求する理由を記載した書類
- (2) 新たな受託者の選任に関する意見を記載した書類

第10条第1項中「第71条」を「第7条」に、「次の各号に掲げる書類を添えて申請書を」を「申請書に次に掲げる書類を添えて」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務（信託法第2条第9項に規定する信託財産責任負担債務をいう。以下同じ。）の状況を記載した書類

第10条第1項第3号中「新受託者」を「新たな受託者」に改め、同条第2項を削り、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

（検査役の選任の請求）

第13条 委託者又は信託管理人は、信託法第46条第1項及び法第8条の規定により検査役の選任を請求しようとするときは、請求書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 検査役の選任を請求する理由を記載した書類
- (2) 検査役の選任に関する意見を記載した書類

第9条の次に次の2条を加える。

（吸収信託分割の許可の申請）

第10条 受託者は、法第6条の規定により吸収信託分割（信託法第2条第11項に規定する吸収信託分割をいう。以下この条において同じ。）の許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 吸収信託分割を必要とする理由を記載した書類
- (2) 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第155条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- (3) 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- (4) 信託法第156条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類

（新規信託分割の許可の申請）

第11条 受託者は、法第6条の規定により新規信託分割（信託法第2条第11項に規定する新規信託分割をいう。以下この条において同じ。）の許可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 新規信託分割を必要とする理由を記載した書類
- (2) 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定（同法第159条第3項の別段の定めがある場合には、当該定めの内容を含む。）を記載した書類
- (3) 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新旧対照表
- (4) 信託法第160条第2項の公告及び催告又は同条第3項の公告をしたことその他信託法の定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類

2 第2条第3号及び第5号から第7号までの規定は、前項の許可を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同条第7号中「信託の引受け」とあるのは、「新規信託分割」と読み替えるものとする。

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第 28 条関係)

(表)

第	号	所 属
		職
		氏 名
公益信託検査員証		
年	月	日交付
和歌山県知事 氏		名 印

(裏)

公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)抄

第3条 公益信託ハ主務官庁ノ監督ニ属ス

第4条 主務官庁ハ何時ニテモ公益信託事務ノ処理ニ付検査ヲ為シ且財産ノ供託其ノ他必要ナル処分ヲ命スルコトヲ得

知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成6年和歌山県規則第2号)抄

第28条 知事は、法第3条及び第4条第1項の規定により受託者に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に信託事務及び信託財産の状況を検査させることができる。

2 略

3 第1項の規定により検査する職員は、その身分を示す証明書(別記様式)を携帯し、関係人の求めがあるときは、これを提示しなければならない。

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則の一部改正)

- 2 和歌山県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例の施行に関する規則(平成18年和歌山県規則第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1知事の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則(平成6年和歌山県規則第2号)の項中「第14条第1項」を「第27条」に改める。

告 示

和歌山県告示第721号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成23年8月15日まで縦覧に供する。

平成23年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日

平成23年6月13日

- 2 名称

特定非営利活動法人じゃばらむら

- 3 代表者の氏名

杉本淳

- 4 主たる事務所の所在地

和歌山県東牟婁郡北山村大字大沼208番地2

- 5 定款に記載された目的

この法人は、農山漁村地域の自立及び発展を目指し、それに必要な農林水産業や環境、教育文化、医療福祉、地域産業等の地域独自の資源を活用し、新しいライフスタイルのあり方を提案し、それらが社会的に実際に機能するよう、新たな仕組みを構築する事業を行い、地域社会に暮らす人々全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第722号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成23年8月15日まで縦覧に供する。

平成23年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 申請年月日

平成23年6月14日

- 2 名称

特定非営利活動法人和歌山太極拳気功協会

- 3 代表者の氏名

菊谷佳世子

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市中之島1426番地 キクタニビル3階

5 定款に記載された目的

この法人は、一般大衆に対して、保健運動の啓発推進を図る事業を行い、生涯学習、生涯健康に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第723号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成23年8月15日まで縦覧に供する。

平成23年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 申請年月日

平成23年6月15日

2 名称

特定非営利活動法人はまゆうグループ

3 代表者の氏名

中公之

4 主たる事務所の所在地

和歌山県和歌山市吹屋町4丁目34番

5 定款に記載された目的

この法人は、地域社会の中で文化活動及びスポーツを通じてまちづくりの推進を図るとともに、公園緑地、文化施設、スポーツ施設、及びこれらの関連施設の有効活用のための調査・研究・管理を行い、もって地域社会全体の利益に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第724号

和歌山県青少年健全育成条例（昭和53年和歌山県条例第36号）第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成23年6月21日指定した。

平成23年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

種別	図書等名	コード番号	発行所名
雑誌	エンジョイマックス 7月号	01901-07	笠倉出版社
月刊誌	エンタメ 7月号	02053-07	徳間書店
月刊誌	ブブカ 7月号	17885-07	コアマガジン
雑誌	エキサイティングマックス!スペシャル Vol.39	02092-7	ぶんか社
月刊誌	漫画実話ナックルズ 7月号	18421-7	ミリオン出版
月刊誌	黄金のGT 7月号	12259-07	晋遊舎
雑誌	弾丸Dash vol.4	02060-07	晋遊舎

月刊誌	実話マッドマックス 7月号	15279-07	コアマガジン
月刊誌	実話ドキュメント 7月号	05267-7	竹書房
月刊誌	裏モノJAPAN 7月号	01805-7	鉄人社
月刊誌	ジェイスパーク 7月号	86257-07	トライマックス
雑誌	BLACK BOX 7月号増刊	17844-7	三英出版
雑誌	漫画実話ナックルズBLACK 裏社会マネー白書	68463-55	ミリオン出版
雑誌	実話裏歴史SPECIAL VOL.5	68463-51	ミリオン出版
コミック	恋愛美人if 7月号	19615-07	セブン新社
コミック	マガジンビーボーイ 7月号	18355-07	リブレ出版
コミック	ASUKA CIEL 7月号	11577-07	角川書店

指定理由

著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第725号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた医師から指定の辞退の届出があった。

平成23年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	辞 退 年月日
鎌田勇	外科	船附診療所	西牟婁郡白浜町富田1360-20	平成 23. 6. 11

和歌山県告示第726号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所 番 号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービス の 種 類	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃 止 年月日
3011000 282	特定非営利活動 法人リトルハン ド	橋本市隅田町真土1 87-4-101	居宅介護 重度訪問介護	NPOリトルハ ンド	橋本市隅田町真土1 87-4-10	平成 23. 3. 31

和歌山県告示第727号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成23年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011000431	てのひらはあと	橋本市高野口町伏原405番地2	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者 知的障害者 障害児	株式会社てのひらはあと	橋本市高野口町伏原405番地2	平成23.7.1	平成29.6.30
3010120891	ケアセンターまんぼう	和歌山市新在家125番11号 リブハウス・アズ3F31	居宅介護	身体障害者 知的障害者 精神障害者 障害児	株式会社湊	有田郡有田川町長田550番地	平成23.7.1	平成29.6.30

和歌山県告示第728号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成23年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
秋葉山エス調剤薬局	和歌山市秋葉町2-18	高木直美	平成23.7.1

和歌山県告示第729号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成23年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3012200097	訪問介護支援センター	居宅介護 重度訪問介護	事業所の所在地	田辺市神子浜2-13-20	田辺市たきない町22番13号	平成23.5.1
3012250076	ケアセンターおたっしや倶楽部田辺事業所	居宅介護 重度訪問介護	事業所の所在地	田辺市片町80-1 中央ビル2F	西牟婁郡上富田町生馬3225-19	平成23.6.1

和歌山県告示第730号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成19年和歌山県告示第856号による指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は平成23年6月30日限りで消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成23年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

加入区の名称 和歌浦加入区

和歌山県告示第731号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、和歌山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成22年和歌山県告示第1170号）の一部を平成23年6月23日付けで変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のように公表する。

平成23年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

「次のように」を省略し、農林水産部水産局資源管理課、海草振興局地域振興部企画産業課、有田振興局地域振興部企画産業課、日高振興局地域振興部企画産業課、西牟婁振興局地域振興部企画産業課及び東牟婁振興局地域振興部企画産業課に備え置いて縦覧に供する。

和歌山県告示第732号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成23年7月11日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 浅間2地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱9号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱9号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した地番

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	地 番	備 考
1号	日高郡	日高川町	浅間	榎根キ	26番2	
2号	〃	〃	〃	〃	216番	
3号	〃	〃	〃	〃	216番	
4号	〃	〃	〃	〃	216番	
5号	〃	〃	〃	森脇	214番2	
6号	〃	〃	〃	〃	213番5	
7号	〃	〃	〃	〃	66番	
8号	〃	〃	〃	〃	65番	
9号	〃	〃	〃	彦野上エ	42番	

和歌山県告示第733号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成23年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 名 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3131	田辺市新庄町字名喜里1886番2の一部、1886番3の一部	田辺市新庄町2313番地 真砂勝巳	平成 23. 6. 22	6. 20	17. 00

和歌山県告示第734号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、和歌山県警察業務用パソコン等再構築及び賃貸借業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格及び

その資格審査の申請方法を次のように定める。

平成23年7月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争に付する業務の名称等

(1) 業務の名称

和歌山県警察業務用パソコン等再構築及び賃貸借業務

(2) 業務の内容等

仕様書による。

2 一般競争入札に参加する者の資格

(1) この一般競争入札に参加する資格を有する者は、平成23年7月1日（金）において、次に掲げる要件のいずれについても満たしている者とする。

ア 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

イ 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

ウ 和歌山県が行う指名競争入札に関する参加を停止されていない者であること。

エ 国税及び県税に未納がない者であること。

オ この入札に係る和歌山県警察業務用パソコン等再構築（以下「委託業務」という。）と同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同等規模以上とは次に掲げる要件を満たしているものとする。

(ア) 複数のサーバを更新又は構築した実績を有すること。

(イ) ネットワークに接続した200台以上のクライアントを更新又は構築した実績を有すること。

カ この入札に係る賃貸借業務と同等規模以上の業務の契約を過去5年以内に締結し、適正に履行した実績がある者であること。

なお、同等規模以上とは、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(ア) 24時間365日運用又は保守による機器をメンテナンスリース又はレンタルした実績を有すること。

(イ) 200台以上のクライアントを現地保守（修理）するメンテナンスリース又はレンタルした実績を有すること。

キ 営業品目に賃貸借を有する者であること。

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

ケ 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

(2) この入札に係る契約業務を共同して行うことを目的とする複数の団体により構成された組織（以下「コンソーシアム」という。）として参加する場合は、各構成員が（1）のアからエまで、ク及びケに掲げる要件をすべて満たし、構成員のうち委託業務を担当する者は（1）のオを、賃貸借業務を担当する者は（1）のカ及びキをそれぞれ満たし、代表者を賃貸借業務を担当する者としていること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この一般競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 申請しようとする者が、コンソーシアムでないとき。

(ア) 競争入札参加資格審査申請書

(イ) 事業経歴書

(ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）

(オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算

書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し)

- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
 - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する全税目
- (ク) 誓約書
- (ケ) 委任状（申請者が代理人を選任した場合）
- (コ) 和歌山県警察が示す仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様等を記載したもの）。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。
- (サ) 申請者の委託業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (シ) 申請者の賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (ス) 申請者に業務体制が整備されていることを証明する業務体制証明書
- (セ) 保守体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

イ 申請しようとする者が、コンソーシアムであるとき。

次の（ア）、（コ）及び（ス）から（ソ）までの書類についてはコンソーシアムの代表者が、提出することとし、（サ）の書類については委託業務を担当する構成員が、（シ）の書類については賃貸借業務を担当する構成員が提出することとする。また、（イ）から（ケ）までの書類については構成員ごとに提出すること。

- (ア) 競争入札参加資格審査申請書（コンソーシアム）
- (イ) 事業経歴書
- (ウ) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- (エ) 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- (オ) 直近2年分の財務諸表又は決算書（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあつては青色申告書又は白色申告書の写し）
- (カ) 使用印鑑届
- (キ) 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
 - a 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税
 - b 法人にあつては主たる事務所、個人にあつては住所地が所在する都道府県が課する全税目
- (ク) 誓約書
- (ケ) 申請者が代理人を選任した場合の委任状（コンソーシアム構成員）、委任状（コンソーシアム代表者）
- (コ) 和歌山県警察が示す仕様書に準拠する機器の一覧（メーカー名、製品名（型名）、数量、仕様を記載したもの）。ただし、記載する仕様については、当該製品のカタログ等を添付することで省略可とする。
- (サ) 申請者の委託業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）
- (シ) 申請者の賃貸借業務に関する業務実績証明書（過去5年以内に締結した契約書の写しを添付すること。）

(ス) 申請者に業務体制が整備されていることを証明する業務体制証明書

(セ) 保守体制証明書（障害発生時の連絡体制図を添付すること。）

(ソ) コンソーシアム協定書の写し

(2) (1) のアの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)並びに(1)のイの(イ)から(オ)まで、(キ)及び(ク)に掲げる申請書類については、資格審査申請時点で、既に和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく審査を経て、現に有効な競争入札参加資格決定通知書を交付されている者は、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1) のア並びにイの(ア)、(イ)、(カ)、(ク)及び(ケ)に掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成23年7月1日（金）から同年7月15日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）の定める休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、6に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) に掲げる申請書類について質問がある者は、4に掲げる資格審査説明会において質問を行うものとし、その後は、平成23年7月19日（火）までの間に6に掲げる場所に対して書面等（ファクシミリを含む。）又は電子メールにより行うものとする。

4 資格審査説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎1階会議室

(2) 日時

平成23年7月8日（金）午前10時

5 資格審査申請書類の提出期間及び提出場所

3の(1)に掲げる申請書類は、平成23年7月1日（金）から同年7月22日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間、持参により6に掲げる場所に提出することとする。

6 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県警察本部警務部情報管理課

和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎

郵便番号 640-8313

電話番号 073-476-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-476-0110

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、郵便により平成23年8月3日（水）までに通知する。

コンソーシアムにあっては、代表者に通知する。

8 一般競争入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 一般競争入札参加資格がないと認められた者は、本県警察に対してその理由について説明を求めることができる。

(2) (1) の説明は、平成23年8月5日（金）午後4時までに書面により求めることができる。

(3) (2) の書面は、持参により提出するものとする。

(4) 説明に対する回答については、平成23年8月12日（金）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2) の書面の提出先は、6に掲げる場所とする。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年7月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
山田好雄を育てる会(好友会)	代表者	滝本和一郎	南義次	平成23.3.25	政治団体	
小林弘後援会	主たる事務所の所在地	橋本市学文路809番地	橋本市学文路405-3	平成23.5.16	政治団体	
日本司法書士政治連盟和歌山会	代表者	伊澤徹	井上弘一	平成23.5.19	政治団体	
祐和会	主たる事務所の所在地	和歌山市秋月198-5	和歌山市秋月136-1	平成23.5.25	政治団体	
自由民主党和歌山県石油販売業支部	会計責任者	中岡芳彦	榊田晴嗣	平成23.5.27	政党支部	
平井としや後援会	主たる事務所の所在地	御坊市塩屋町北塩屋1331-16	御坊市塩屋町北塩屋1081	平成23.5.31	政治団体	
日本薬業政治連盟和歌山県支部	代表者	花木宏明	西面久之	平成23.6.7	政治団体	
	会計責任者	松本義広	上田隆一			

和歌山県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年7月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部	町田亘	平成23.3.31	平成23.4.12
入江勉後援会	椎崎太一郎	平成23.3.31	平成23.4.25
倍友会	須川市朗	平成23.5.31	平成23.5.31
山下まさお後援会	岸上清	平成23.5.27	平成23.5.30
たばた範子後援会	山田慈子	平成23.3.30	平成23.6.2

和歌山県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受領したの

で、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成23年7月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の収支報告書(平成22年分)の要旨

(単位:円)

自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部

報告年月日 23.01.07

1	収入総額	<u>4,425,271</u>	
	前年繰越額	3,167,271	
	本年收入額	1,258,000	
2	支出総額	<u>3,278,000</u>	
3	本年收入の内訳		
	個人の党費・会費	(53人)	148,000
	寄附		
	団体分	1,110,000	
4	支出の内訳		
	経常経費	630,000	
	事務所費	630,000	
	政治活動費	2,648,000	
	組織活動費	2,500,000	
	寄附・交付金	148,000	
5	寄附の内訳		
	(団体分)		
	阪和測量設計(株)	80,000	上富田町
	(株)ヤマヨテクスタイル	90,000	上富田町
	テクノフウキ(株)	70,000	田辺市
	(株)清本組	120,000	上富田町
	(株)後工務店	240,000	上富田町
	(株)田中組	120,000	田辺市
	(有)南紀測量	60,000	上富田町
	(有)スズキ測量設計	60,000	上富田町
	プラム食品(株)	120,000	上富田町
	(株)サンコウ測量事務所	40,000	上富田町
	(有)菅根測量	40,000	田辺市
	虎屋漬物(株)	70,000	白浜町

入江勉後援会

報告年月日 23.03.24

1	収入総額	<u>1,480,947</u>	
	前年繰越額	947	
	本年收入額	<u>1,480,000</u>	
2	支出総額	0	
3	本年收入の内訳		
	寄附	1,480,000	
	個人分	1,480,000	
4	寄附の内訳		
	(個人分)		
	入江勉	1,480,000	美浜町

倍友会

報告年月日 23.01.14

1	収入総額	<u>20,220</u>	
	前年繰越額	20,220	
2	支出総額	<u>0</u>	

山下まさお後援会

報告年月日 23.03.09

1	収入総額	<u>1,608</u>	
	前年繰越額	1,608	

2	支出総額	0
---	------	---

たばた範子後援会

報告年月日 23.06.02

1	収入総額	0
2	支出総額	0

政治団体の収支報告書(平成23年分)の要旨

自由民主党和歌山県西牟婁郡第一支部

報告年月日 23.04.12

1	収入総額	1,217,271
	前年繰越額	1,147,271
	本年收入額	70,000
2	支出総額	850,000
3	本年收入の内訳	
	寄附	70,000
	団体分	70,000
4	支出の内訳	
	政治活動費	850,000
	組織活動費	850,000
5	寄附の内訳 (団体分)	
	年間五万円以下のもの	70,000

入江勉後援会

報告年月日 23.04.25

1	収入総額	1,480,947
	前年繰越額	1,480,947
2	支出総額	1,478,764
3	支出の内訳	
	経常経費	942,214
	光熱水費	18,802
	事務所費	923,412
	政治活動費	536,550
	機関紙誌の発行その他の事業費	536,550
	宣伝事業費	536,550

倍友会

報告年月日 23.05.31

1	収入総額	20,220
	前年繰越額	20,220
2	支出総額	0

山下まさお後援会

報告年月日 23.05.30

1	収入総額	1,608
	前年繰越額	1,608
2	支出総額	0

たばた範子後援会

報告年月日 23.06.02

1	収入総額	0
2	支出総額	0

和歌山県選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、

同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年7月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
ひきじとしはる後援会	引地茂	引地一美	東牟婁郡那智勝浦町大字市屋717番地3	平成 23.5.18
松岡大輔後援会	松岡大輔	須貝宏子	東牟婁郡那智勝浦町大字口色川2272	平成 23.5.19
岡田行弘後援会	岡田行弘	岡田香珠実	有田市糸我町西558-5	平成 23.6.3
上山ひさし後援会	江川真司	上山美佐子	有田市辻堂697-1	平成 23.5.31
池田あつき後援会	池田敦城	池田敦城	有田市宮崎町253番地8	平成 23.6.13

和歌山県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年7月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
小林弘	橋本市議会議員	小林弘後援会	主たる事務所の所在地	橋本市学文路809番地	橋本市学文路405-3	平成 23.5.16
瀧洋一	和歌山県議会議員	瀧洋一後援会	公職の種類	和歌山県議会議員	橋本市議会議員	平成 23.5.20

和歌山県選挙管理委員会告示第79号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成23年7月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
岡田行弘	有田市議会議員	岡田行弘後援会	有田市糸我町西558-5	岡田行弘	平成 23.6.3

和歌山県選挙管理委員会告示第80号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書（平成21年

分) を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成23年7月1日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸 木 良 介

政治団体の収支報告書（平成21年分）の要旨

（単位：円）

山口進後援会

報告年月日 23.03.31

1 収入総額	350,000	
本年收入額	350,000	
2 支出総額	335,550	
3 本年收入の内訳		
寄附	350,000	
個人分	350,000	
4 支出の内訳		
政治活動費	335,550	
組織活動費	335,550	
5 寄附の内訳		
(個人分)		
小田 溜	250,000	田辺市
松山 啓一	100,000	田辺市

公 告

入 札 公 告

和歌山県警察業務用パソコン等再構築及び賃貸借業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

平成23年7月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 一般競争入札に付する事項

(1) 事業年度 平成23年度

(2) 調達役務の名称及び数量

和歌山県警察業務用パソコン等再構築及び賃貸借業務 一式

(3) 履行期間

ア 和歌山県警察業務用パソコン等再構築委託期間

契約日から平成24年3月31日までの間

イ 和歌山県警察業務用パソコン等賃貸借期間

平成24年1月1日から平成28年12月31日までの間

(4) 調達役務の仕様等

和歌山県警察業務用パソコン等再構築及び賃貸借業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(5) 納入場所

仕様書による。

(6) 入札金額

総額で入札することとする。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成23年和歌山県告示第734号に規定する和歌山県警察業務用パソコン等再構築及び賃貸借業務の一般競争入札参加資格を有する者であること。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎
和歌山県警察本部警務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）
電話番号 073-476-0110（代表）
ファクシミリ番号 073-476-0110

(2) 期間

平成23年7月1日（金）から平成23年7月15日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条に定める県の休日を除く日の午前10時から午後4時まで

4 入札説明書及び仕様書（以下「入札説明書等」という。）を交付する場所及び期間等

(1) 入札説明書等を交付する場所及び期間は、次のとおりとする。

ア 場所

3の（1）に同じ。

イ 期間

3の（2）に同じ。

(2) (1) により交付する入札説明書に対して質問がある者は、情報管理課に対して平成23年7月19日（火）午後4時までに書面等（ファクシミリを含む。）又は電子メール（メールアドレスは、入札説明書等の交付時に提示する。）により行うものとする。

5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市西46番地の1 和歌山県警察本部岡崎庁舎 1階会議室

(2) 日時

平成23年7月8日（金）午前10時

6 一般競争入札の執行の場所及び日時等

(1) 一般競争入札の執行の場所及び日時は、次のとおりとする。

ア 入札場所

5の（1）に同じ。

イ 入札日時

平成23年8月16日（火）午前10時

ウ 開札場所

アに同じ。

エ 開札日時

イに同じ。

(2) (1) の入札の執行に当たっては、入札参加者は本県警察より入札参加資格のあることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。

7 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する金額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。

(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない

場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。

- (3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。）第85条から第88条までの規定の定めるところによる。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、入札参加資格停止措置を受けて入札参加資格の停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の執行方法の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、情報管理課の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。

12 契約書作成の要否

要

13 契約の締結における和歌山県議会の議決の要否

否

14 契約方法

契約は、落札者で行うものとする。

15 その他

- (1) この入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県警察本部警務部会計課出納係

イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110（代表）

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

16 Summary

- (1) Restructuring and rental of practice computer for Wakayama Prefecture Police
- (2) Time limit for tender :

By hand: Tuesday, August 16, 2011. 10:00A.M.

(3) Contact point for the notice :

Wakayama Prefectural Police Headquarters

Police Administration Department

Finance Section

1-1-1 Komatsubaradori Wakayama City, 640-8588, Japan

phone: 073-423-0110